

鶴居村景観計画

かけがえのない景観を
未来へつむぐ〈概要版〉

令和6年3月
鶴居村

ごあいさつ

鶴居村長 おおいし まさゆき 大石 正行



この度、鶴居村の美しい景観を未来へつなげることを目的に、景観行政団体への移行を果たし、景観条例(未来へつなげる景観むらづくり条例)の制定と、景観法の規定に基づく景観計画を策定いたしました。

鶴居村は、むらづくりの基本方針となる「第5次鶴居村総合計画(つるい未来創造プラン)」において、むらづくりの方向として「美しい自然を活かしたむらづくり」を掲げ、それを受けた基本目標として「豊かな自然と共生する美しいむらづくり」を定め、「日本で最も美しい村」連合に加盟するなど、美しいむらづくりを推進してまいりました。

この計画は、その美しいむらづくりの一環として、「かけがえのない景観を未来へつむぐ～一度失うと二度と戻らない景観を、未来の「鶴居びと」のために守り 作り 活かしていく～」を基本理念とし、鶴居スタイルによる景観むらづくりを進めていくことを目標としております。

計画の推進に向け、各種施策の計画的かつ効果的な実現のため全力を尽くす所存ではありますが、村民、地域、行政が連携・協力しながら目標達成に向けて取り組むとともに、国や道をはじめとする関係機関の一層のご理解とご指導を切にお願いするところであります。

結びに、この計画策定にあたりまして貴重なご意見をお寄せいただいた村民の皆様、慎重な審議を賜りました村景観計画策定検討委員会、並びに村議会に対して深く感謝を申し上げます。

景観むらづくりについて

┃誇りある美しい鶴居村をつくる

鶴居村では、先人の方々のたゆまぬ努力により今日を迎えており、2018年に策定した「第5次鶴居村総合計画(つるい未来創造プラン)」では、むらづくりの方向として「美しい自然を活かしたむらづくり」を掲げ、基本目標として「豊かな自然と共生する美しいむらづくり」を定め、「日本で最も美しい村連合」に加盟するなど、美しいむらづくりを進めてきました。

そのため村では、この鶴居村の美しい景観、それを構成する多様な生き物たちが生息する豊かな自然環境、及び村民達が日々生活を送る生活環境はかけがいのないものであり、守り、作り、活かすことにより、この美しい村を未来へつなげ、「誇りある美しい鶴居村をつくる」ことを目標に、景観むらづくりに取り組んでおります。

鶴居村は景観行政団体になります

┃鶴居村ならではの景観むらづくりを進める

景観行政団体とは、景観法(平成16年法律第110号)第98条第1項の規定に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政事務を処理することができる自治体のことです。

これまで鶴居村は、景観行政団体である北海道の下にありました。今回、鶴居村が景観行政団体になることで、村独自の景観計画や景観条例が制定できることになり、鶴居村ならではの景観むらづくりを進めることが出来るようになります。

景観計画とは

┃法に基づく景観まちづくりの計画として、考え方や推進方針、行為の制限などを定めるものです。

景観法に基づき、「景観行政団体」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めることができます。

鶴居村の景観特性

1 | 自然環境による景観特性

① 釧路湿原の四季折々の景観

手つかずの広大な釧路湿原は、国の特別天然記念物のタンチョウをはじめ多様な動植物の貴重な生息地となっており、それらの動植物が四季折々の景観をつくりだしています。

② 川による景観

北部の山岳丘陵から南部の湿原地帯まで海拔標高差約800mを久著呂川、雪裡川、幌呂川が南流し、流域に原野や森林、草地など多様な景観をつくりだしています。

③ 雌阿寒岳、雄阿寒岳などによる眺望景観

雌阿寒岳、雄阿寒岳は村内の様々な場所から望むことができ、四季をとおして美しく、朝から夕までの時間によってもその姿は絶えず変化します。



釧路湿原の四季折々の景観



川による景観



雌阿寒岳、雄阿寒岳などによる眺望景観



酪農業の生業による酪農景観



林業の生業による森林景観



人がつくりだす市街地景観



道路による軸的景観

2 | 人の営みによる景観特性

① 酪農業の生業による酪農景観

酪農業は村の基幹産業で、牧草の緑と乳牛の白黒のコントラストが緑豊かな牧歌的な景観をつくりだし、冬には牧草が大雪原に衣がえします。

② 林業の生業による森林景観

林業は村の重要な一次産業で、カラマツを中心とした森林は春の芽吹きから夏の豊かな緑、秋の黄金色の紅葉、冬の樹形的美しさなど、四季を通して美しい景観をつくりだしています。

③ 人がつくりだす市街地景観

村には鶴居、幌呂、下幌呂の3つの市街地があり、住宅や商業・業務施設、公共施設などの建築物の他、街路、電柱、電波塔など生活を支えるインフラ、公園、街路樹などで構成され、その景観は、まちの品格やアイデンティティを表しています。

④ 道路による軸的景観

南北に走る道道53号線は、釧路から鶴居村に招き入れる道で、起伏にとんだ地形を移動すると、湿原や酪農地帯、森林、川、阿寒連峰などの景観がドラマチックに目に刻まれます。また、「宮島線」などの林道は、森林など豊かな自然を身近に感じられる魅力的な軸的景観をつくりだしています。

鶴居村の景観むらづくりの基本理念

「かけがえのない景観を未来へつむぐ」

一度失うと二度と戻らない景観を、未来の「鶴居びと」のために
守り つくり 活かしていきます。

基本目標

基本目標1

「自然や人の営みと共生する景観むらづくり」

自然環境の保全や健全な酪農業・林業経営と
景観むらづくりが
バランスよく共生できることを目指します

基本目標2

「景観むらづくりをつむぐ鶴居びとづくり」

鶴居村で暮らす村民の景観むらづくりに対する「想い」が
景観むらづくりの質を向上させます
そのような「想い」を抱く鶴居びとづくりを目指します

基本方針

- (1) 景観を題材とした鶴居びとづくり
- (2) 自然環境の保全による景観づくり
- (3) 酪農業・林業と共存する景観づくり
- (4) 未来を見すえた美しい市街地景観づくり
- (5) 鶴居村の価値と村民の誇りを醸す「ならでは」の景観づくり

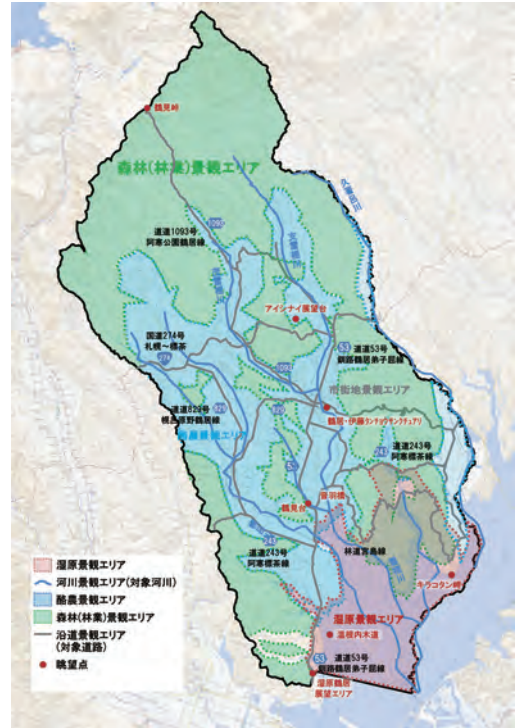
景観計画区域

- 景観計画区域とは、景観法に基づき策定する景観計画の対象区域です
- 鶴居村では「村の全域」を景観計画区域に指定します
- 景観計画区域内では、良好な景観の保全・形成のために、条例により景観形成基準を守らなければなりません
- 鶴居村の景観計画区域には「一般区域」と「特別区域」があり、届出基準が異なります

景観計画区域「一般区域」

一般区域として、①湿原景観エリア、②河川景観エリア、③酪農景観エリア、④森林(林業)景観エリア、⑤沿道景観エリアの5つのエリアと、⑥眺望点を定めています。

①湿原景観エリア	②河川景観エリア
③酪農景観エリア	④森林(林業)景観エリア
⑤沿道景観エリア	⑥眺望点



景観計画区域「特別区域」

特別区域として、①重点道路沿道区域、②市街地景観区域を定め、一般区域に比べ厳しい届出基準となっている他、廃屋などの老朽空き家の解体推進、無秩序な太陽光発電設備の抑制を図っていきます。

①重点道路沿道区域

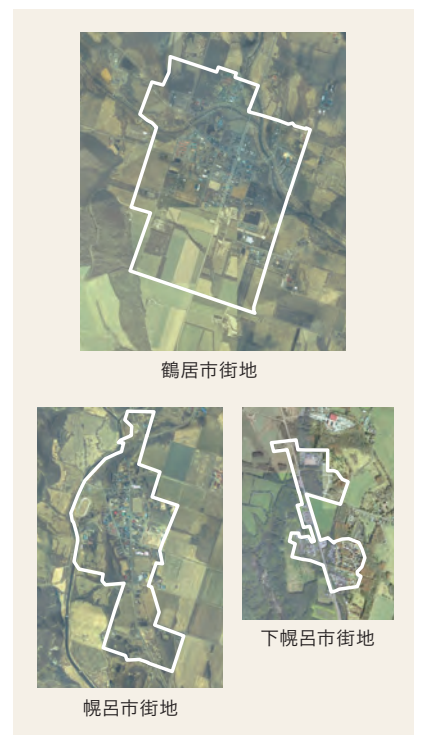
沿道景観の対象道路のうち、釧路方面からの道道53号釧路鶴居弟子屈線(通称 たんちょう舞ろ一ど)を弟子屈方面に北上するルート、道道53号～道道243号阿寒標茶線～音羽橋～林道宮島線のルート、下幌呂の道道53号と道道243号の交差点～村道～幌呂市街地～道道829号線～鶴居市街地の道道53号線との交差点のルートを対象道路とし、道路中心から両側50mの範囲を重点道路沿道区域とします。ただし、市街地景観エリアにおいては、道路に接する敷地のみを重点道路沿道区域とします。

②市街地景観区域

市街地がつくりだす景観区域として、「鶴居市街地」、「幌呂市街地」、「下幌呂市街地」の3市街地を市街地景観区域とします。



特別区域「重点道路沿道区域」



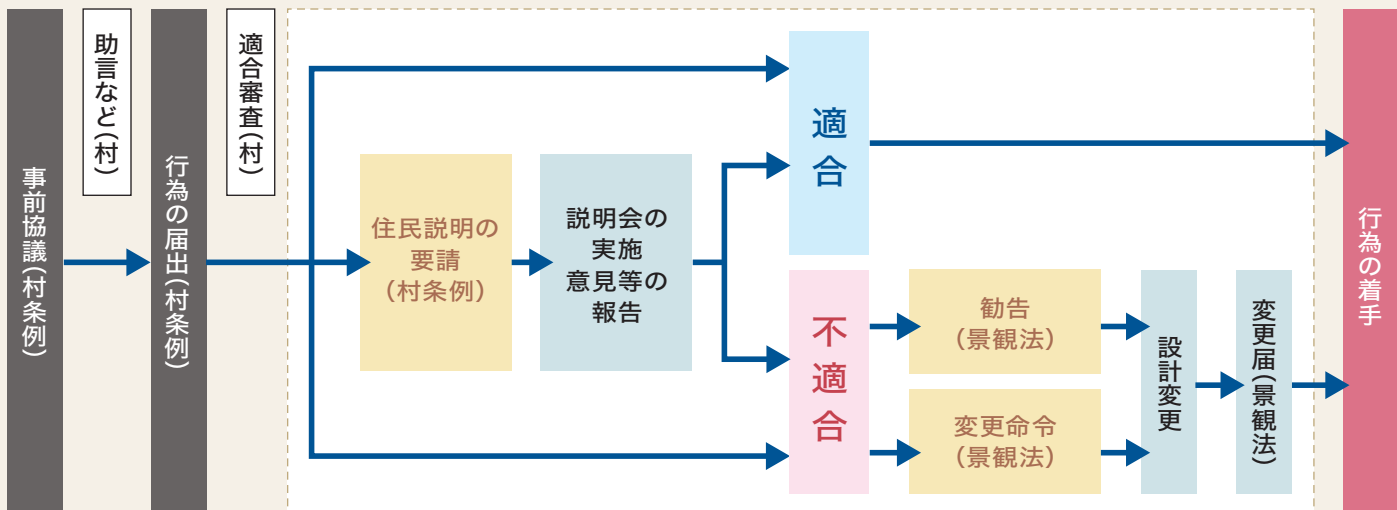
特別区域「市街地景観区域」

景観形成基準

景観形成基準は村全域の景観計画区域（一般区域、特別区域）に適用されます。

対象行為	区分	景観形成基準
建築物及び工作物	配置・位置	(1)地域の景観特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。 (2)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (3)市街地景観区域においては、街並みの連続性と調和する壁面配置に配慮してください。 (4)工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1)地域の特性や、街並み、周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した規模としてください。 (3)高さは、原則として13mを超えないようにしてください。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うことにしてください。
	形態・意匠	(1)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。 (2)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した形態・意匠としてください。 (3)外観は、周辺景観と調和する色彩・彩度としてください。 (4)オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置する。又は目隠しをする等の工夫をしてください。 (5)擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。
	外構	(1)敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。 (2)敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。
開発行為	位置・配置	(1)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。 (2)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (3)道路や眺望点から望む範囲での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1)地域の特性や、街並み、周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
	形状・緑化等	(1)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した形状としてください。 (2)開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。 (3)開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (4)巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。 (5)擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。
森林の立木の伐採		(1)森林の立木の伐採では、良質な森林景観や沿道景観、眺望点からの美しい眺めの保全に配慮してください。
太陽光発電設備		(1)タンチョウや釧路湿原、河川、酪農、森林、阿寒連峰などがつくりだす景観に対して、道路や周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (2)重点道路沿道区域においては、事業を抑制してください。ただし、地域の産業振興に期する事業については、周辺からの眺望に配慮した位置・配置で実施する場合、これを除きます。

届出対象行為①届出手続きの流れ



届出対象行為②届出基準

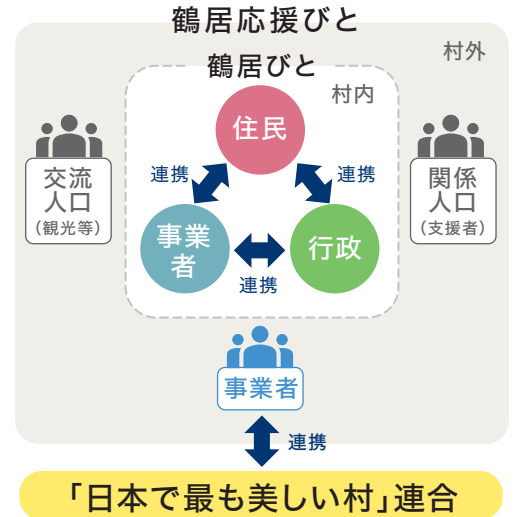
届出基準は一般区域、特別区域(重点道路沿道区域、市街地景観区域)それぞれ異なります。

行為の種類		届出基準			
		一般区域		特別区域	
				重点道路沿道区域	市街地景観区域
建築物	新築または移転	高さ:13mまたは延べ面積:2000m ² を超えるもの		建築工事届が必要な建築行為 床面積の合計が10m ² を超えるもの	
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10m ² 以下 の場合は対象外			
	外観を変更する修繕、 模様替、 色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの			
新設または移転 工作物	さく、塀、擁壁等	高さ:5mを超えるもの		高さ:3mを超えるものただし、道路安全上必要な柵は除く	
	鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱等	高さ:15mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが15mを超えるもの		高さ:10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	
	煙突等				
	物見塔等	高さ:13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの		高さ:10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	
	彫刻、記念碑等				
	観覧車、 コースター等				
	立体的施設 (駐車場等)				
	製造施設 (プラント等)	高さ:13mまたは築造面積:2000m ² を超えるもの		高さ:10mまたは築造面積:1000m ² を超えるもの	
	貯蔵・処理施設				
	汚物処理施設、 ごみ焼却施設等				
太陽電池 発電設備	規模高さに関わらず、届出が必要 ※以下の場合は適用除外となる 1)総発電出力が10キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくはは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業				
増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10m ² 以下の場合は対象外				
修繕・模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの				
開発行為 (都市計画法第4条第12項)	開発区域面積: 10000m ² または、のり面・擁壁高さ:5mを超えるもの		開発区域面積: 3000m ² または、のり面・擁壁高さ:5mを超えるもの		
森林の立木の伐採	森林の立木を伐採する事業。ただし、国有林及び森林経営計画対象林は除く			_____	
広告物の設置・掲出・表示	北海道屋外広告物条例で規制				

景観むらづくりの推進方策

「みんなが主役」

鶴居村の景観むらづくりは、関連する対象が幅広く、時間のかかる取り組みが必要となることから、住民、事業者、行政などの「鶴居びと」が連携して取り組みます。また、村外の事業者や、鶴居村へ訪れる観光客などの交流人口や鶴居村の価値を理解し様々な支援をしてくれる関係人口などの「鶴居応援びと」が、鶴居村の景観むらづくりの理解を深め、協力していただけるよう取り組みます。さらに、2008年から加盟している「日本で最も美しい村」連合の加盟自治体と、お互いの価値を高め合うため、様々な事業を連携して取り組みます。



1 ひとづくり ～「鶴居びと」、「鶴居応援びと」づくり～

① 村民の景観教育の場の提供

小学校での出前講座や村民ガイドツアーなど、小中学生から高齢者まで、また、鶴居村で生まれ育った人から新たに鶴居村に移住した人まで、景観について学べる場を提供します。

② 「鶴居応援びと」づくり

地元のガイドとしか行けない「地図にない景観ガイドツアー」などにより、鶴居村の真の価値を理解してくれる人「鶴居応援びと」を着実に増やし、交流人口、関係人口が増えることにつながります。

2 法制度等の適切な運用 ～景観計画の理念を貫く～

① 行政による運用

「鶴居村景観ガイドブック」を作成し、村民などが住宅を建設する際や事業者が開発等を行う際に、各種法令等や本計画の景観形成基準、届出制度の適切な遵守を図ります。

② 住民の高い意識による景観保全

景観計画における届出手続きでは、村が事業者に対し、住民説明会を開催させることができます。村民の景観に対する高い意識の醸成が、無秩序な乱開発の大きな抑止力となります。

3 「人の営み」との共生 ～景観をつくりだす酪農や林業などとの共存～

① 農林業の振興による景観の土台づくり

鶴居村の農林業の各種関連計画・施策と連携して、その振興を図り、持続可能な経営を実現することにより、鶴居村の景観むらづくりの土台を堅持していきます。

4 活動取り組みを促進する ～稼げる景観むらづくり～

① 空き家の適切な対応

鶴居村空き家等対策計画との連携により、老朽空き家の除却・解体を図り、良質な景観を保全します。特に特別区域の「重点道路沿道区域」においては重点的に推進し、鶴居村ならではの景観を保全します。

② 各種イベントの実施

鶴居村の景観資源を活かした各種団体等によるイベントにより、村の景観の良さを実感してもらい、「鶴居応援びと」を増やしていきます。

③ 住民活動の促進のための情報発信

自治会・農事組合などの具体的な活動を村民に知ってもらい、やりがいのある持続的な活動を促進します。また、これらの地道な活動があることを、各種メディア等を活用して発信します。

④ 情報発信戦略

魅力はあるが管理が難しい場所等については、場所等の情報は敢えて発信せず、地元のガイドを同伴することにより見られるようにするなど、情報の質と発信方法、現地の見せ方などについて配慮します。また、道内外、海外に広く情報発信することに加え、村民への情報発信を大切にします。

⑤ 景観むらづくりの活動支援のしくみづくり

景観むらづくり活動は様々な分野に及び、複数の団体が関係することから、各種団体等が連携し、統合的な活動を行えるよう支援の仕組みづくりを検討します。

5 計画を育むための仕組み

景観審議会の設置

景観計画の進捗状況の評価・検証、見直しを住民、関連団体等と連携して、継続的に実施できるように「景観審議会」を設置します。また、景観計画に基づく届出に係る行為に対する勧告や変更命令、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の検討にあたり、景観審議会に意見を聞くことができるようにします。



鶴居村景観計画
かけがえのない景観を未来へつむぐ
〈概要版〉

北海道 鶴居村

〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

TEL:0154-64-2111(代表) FAX:0154-64-2577

tancho@vill.tsurui.lg.jp

<http://www.vill.tsurui.lg.jp>